

番 号 : 160418

国 名 : ブータン

担当部署 : 社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ

案件名 : 全国総合開発計画2030策定プロジェクト詳細計画策定調査 (環境社会配慮)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 環境社会配慮
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年7月下旬から2016年9月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内0.40M/M、現地0.73M/M、合計1.13M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間  
4日 22日 4日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 7月6日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>様式 業務実施契約(単独型) 2014年4月以降契約>「業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について」([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)))をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 選定結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年7月14日(木)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
  - ①業務方針の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
  - ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	環境社会配慮に関する各種業務
対象国／類似地域	ブータン／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ブータン王国では農村と都市とをバランス良く開発することを目標に掲げているが、近年は若年層を中心に、国土東部・南部の農村部から首都ティンブーや国際空港のあるパコ等の都市部へと人口の流出が発生している。統計的にも、直近5年間の都市人口増加率が3%代であるのに対し、国全体では1%代であることから農村部の人口減少が予測されている。

ブータン国内には様々な地域間格差があり、都市部では貧困者比率が1.7%であるのに対し農村部では39.9%、特に東部や南部では50%を超える地域もある。また、ブータン政府が国づくりの目標とする幸福度向上に関しても、幸福度指数についても、都市部と農村部では、2010年の第二回国民総幸福量調査(都市部:0.786、農村部:0.715)、2015年の第三回(都市部:0.811、農村部:0.731)共に都市部の方が高い結果となっており、このような地域間格差が人口移動の一因となっていることは想像に難くない状況である。

人口移動の結果、農村部では若い働き手が減少し、休耕地の拡大や公共サービスの担い手が不足する等の問題が生じている。また、農業以外の産業が未発達なブータンにおいては都市部に十分な雇用がなく、若年層の失業が社会問題となりつつある。このような人口移動と地域間格差に伴う諸問題を解決していくためには全国レベルの包括的な開発計画により農村と都市とのバランスのとれた開発を行うことが必要であるとブータン政府は考え、包括的な全国総合開発計画策定経験を有する我が国の支援を得るべく技術協力プロジェクトの要請に至った。

本調査は、ブータン政府からの協力要請の背景・内容を再度確認した上で必要な情報・資料を収集・分析し、プロジェクトの事前評価を行い検討した内容を協議議事録(M/M)に纏め、これをブータン政府と合意することを目的として実施する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続き、並びにJICA環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)の内容を十分に把握の上、他の業務従事者やJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下(1)～(3)の調査を行う。

現地調査期間中には、JICA団員現地到着時に中間報告を行い、協力の方向性についてJICAと協議を行う。調査後半ではその結果を踏まえて更なる情報収集や相手国政府との協議を行い、帰国後報告書(案)を纏めるものとする。

また、本コンサルタント団員は「国土計画/インフラ計画」担当団員が行う各種取りまとめ作業に協力する。調査対象地域はブータン全土とし、具体的担当事項は、次

のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2016年7月下旬)

- ① 要請背景・内容を要請書、関連報告書等から把握する。
- ② 担当分野に係る関連既存資料・情報や我が国含むドナーの協力実績をレビューする。
- ③ 担当分野に係る調査項目の整理と、調査工程・手法の検討を行い、対処方針(案)、ブータン側関係機関への説明資料(案)・質問票(英文)を作成する。
- ④ 他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書(案)の目次構成及び分担を検討する。
- ⑤ R/D(案)、M/M(案)の作成に協力する。
- ⑥ 対処方針会議等の事前打合せに参加する。

(2) 現地派遣期間 (2016年7月下旬～8月下旬)

- ① JICAブータン事務所等との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② ブータン国関係機関等との協議及び現地踏査を通じ、担当分野(環境社会配慮)に係る現状把握と課題の整理を行う。想定される調査項目は次のとおりだが、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案する。
  - (ア) ブータン国の社会状況、経済状況、自然状況、貧困状況、少数民族、外国人移民
  - (イ) 戦略的環境アセスメント(SEA)、環境影響評価(EIA)、住民移転に関する組織・制度・法律・環境基準等
  - (ウ) 景観・伝統文化保全に関する政策・組織・制度・法律・基準等
  - (エ) 貧困者・弱者支援に関する政策・組織・制度・法律・基準等
  - (オ) 少数民族・外国人移民に関する政策・組織・制度・法律・基準等
  - (カ) ブータン全土の自然条件データ(気温、降水量等)
  - (キ) ブータン国内の災害発生状況(地震、水害等)
  - (ク) ブータン国土計画における防災上の課題、政策・組織等
  - (ケ) 環境社会配慮、住民移転の手続き及び制度運用状況(工程、所要期間、費用負担、ステークホルダー協議の実施状況等)
  - (コ) スクリーニングに必要な情報(ベースラインデータ)
  - (サ) カテゴリ分類に基づく予備的なスコーピング(案)
  - (シ) ブータン王国の環境問題及び今後の国土開発によって生じる可能性のある環境・社会問題及び留意事項
- ③ ブータン国関係機関にJICA環境社会配慮ガイドラインの内容を説明し、理解を得る。
- ④ 前工程までの調査結果を踏まえ、他の調査団員とも協力しながら担当分野におけるプロジェクトの内容を検討する。想定される具体的な検討項目は以下のとおり。
  - (ア) 予備的スコーピングの実施及びプロジェクトにおける環境社会配慮調査内容。
  - (イ) SEAの実施手段(ステークホルダーの設定、シナリオの検討方法、プロセス等、伝統文化保全に関する施策も含む)。
  - (ウ) プロジェクトの実施における環境社会配慮上の留意事項(自然環境や住

民移転等に留まらず、伝統文化保全、貧困削減、ジェンダー、社会的弱者といった視点からも検討すること）。

(エ) プロジェクトの実施における自然条件上の留意事項（防災含む）。

- ⑤ 上記の検討結果を中間報告（和文）案として作成し、「国土計画/インフラ計画」団員に提出するとともに、同団員による中間報告書（和文）の取りまとめに協力する。また、JICA団員に担当部分の調査内容を説明（中間報告）する。
- ⑥ JICA団員とともにブータン側関係機関との現地協議に参加し、M/M案、R/D案の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野についてプロジェクトで再委託が想定される業務内容を検討し、再委託業務のTOR案を作成するとともに、ローカルコンサルタントに関する情報（組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価、工期等）を収集する。
- ⑧ 担当分野に係る議事録・面談録、及び資料収集リストを作成する。また、「国土計画/インフラ計画」団員による資料収集リストの取りまとめに協力する。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果をJICAブータン事務所等に報告する。

### (3) 帰国後整理期間（2016年9月上旬）

- ① 担当分野に係る質問票への回答、現地調査結果の整理を行う。
- ② 担当分野に係る本格調査への助言（実施手法、規模、留意点等）を行う。
- ③ 帰国報告会、国内打合せへの参加、担当分野に係る結果報告を行う。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（和文）（案）を作成し「国土計画/インフラ計画」団員に提出するとともに、同団員による報告書（案）全体の取りまとめに協力する。
- ⑤ 情報公開用の環境社会配慮確認結果（案）（英文）を作成する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（和文）（案）及び情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）（案）。なお、いずれも電子データにより提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めます（見積書に計上して下さい）。航空便経路は特段の理由がない限り羽田-バンコク-パロの往復とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

本業従事者の現地調査期間は2016年7月31日～2016年8月21日を予定していま

す。本業務従事者の現地調査期間中、1週間程度JICA団員が合流します。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 国土政策 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 国土計画/インフラ計画 (コンサルタント)
- オ) 経済政策/計画フレーム (コンサルタント)
- カ) 地域振興計画 (コンサルタント)
- キ) 環境社会配慮 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAブータン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
あり
- エ) 通訳備上  
なし (英語でコミュニケーション可)
- オ) 現地日程のアレンジ  
ブータン政府機関とのアポイント取り付けをJICAが支援します。
- カ) 執務スペースの提供  
なし

(2) 参考資料

本件に係る以下の資料は、ウェブサイトで確認が可能です。

- ・ JICA「ブータン国 国内交通網に係る情報収集・確認調査報告書」(2014)  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018550.html>
- ・ JICA「ブータン国 都市開発・都市環境に関する情報収集・確認調査ファイナル・レポート」(2014)  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014868.html>
- ・ JICA「ブータン国 国道1号線橋梁架け替え計画準備調査報告書(先行公開版)」(2015)  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020284.html>
- ・ JICA「ブータン国 園芸作物研究開発・普及支援プロジェクト：技術協力プロジェクト事業完了報告書」(2015)  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019958.html>

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本案件は、JICAの環境社会配慮カテゴリBとなっている。

③ 戦略的環境アセスメント（SEA）の業務経験を有することが望ましい。

④ 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

⑤ 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAブータン事務所をとおして十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。尚、現地作業中の安全管理体制についてプロポーザルに記載すること。